

郡山市ベビーファースト環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のベビーファースト運動を軸とした地域ぐるみで子どもを育むまちの実現を推進し、本市における少子化対策に資するため、子育て中の保護者等が外出しやすい環境を整備する事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「設備等」とは、次のいずれかに該当する設備をいう。

- (1) 授乳ができる設備 郡山市赤ちゃんニコニコステーション事業実施要綱（平成25年2月4日制定。以下「赤ニコ要綱」という。）第2条第2号に規定する設備
- (2) おむつの交換ができる設備 赤ニコ要綱第2条第3号に規定する設備をいう。
- (3) キッズスペース 赤ニコ要綱第2条第4号に規定する設備をいう。
- (4) こどもファスト・トラック 商業施設の受付において、妊婦又は子ども連れの方を優先する取組に係る設備をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に設備等を整えた施設を運営する者
- (2) 同一年度内に本補助金の交付を受けていない者
- (3) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (4) 赤ニコ要綱第4条に基づき郡山市赤ちゃんニコニコステーションに登録した又は登録の申込みをした者（前条第1号から第3号までに規定する設備を整えた者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者又は暴力団員が役員になっている者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者
- (3) 政治活動又は宗教活動を行う者
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある者
- (5) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人その他公共的性格を持つと市長が認める者

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、物品購入費、印刷製本費、配送料その他の設備等の整備に要する経費であつて、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

- (1) 補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額
- (2) 他の補助金等の交付の対象となる経費
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1事業者当たり20万円を限度とする。

（補助金の交付の対象期間）

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業概要書（第1号様式）
- (2) 支出内訳書（第2号様式）
- (3) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (4) 事業者の定款、規約、会則等の写し（個人の場合を除く。）
- (5) 赤ニコ要綱第4条に規定する郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録申込書及びその添付書類（こどもファスト・トラックを整備した場合及び既に郡山市赤ちゃんニコニコステーションに登録している場合を除く。）
- (6) 施設の全景及び該当の設備等を撮影した現況写真並びに設備等の配置図（こどもファスト・トラックを整備した場合に限る。）
- (7) 補助対象経費に係る領収書その他の補助対象経費に係る支払いが確認できる書類の写し
- (8) 補助金振込口座の通帳の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。この場合において、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に返還すること。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

事業概要書

1 事業者概要

事業者名		
代表者職・氏名		
所在地又は代表者住所		
担当者職・氏名		
連絡先	電話	
	ファクシミリ	
	電子メール	

2 施設・設備内容

対象施設	施設名	
	所在地	
対象設備内容（あてはまるものすべてにチェック）	<input type="checkbox"/> 授乳ができる設備 <input type="checkbox"/> 個室 <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> カーテン <input type="checkbox"/> その他（ ） 調乳用の湯の提供の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> おむつ交換ができる設備 <input type="checkbox"/> ベビーシート <input type="checkbox"/> ベビーベッド <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> キッズスペース 面積（ ）㎡ 遊具（ ） <input type="checkbox"/> こどもファスト・トラック （具体的に： ）	
対象設備設置完了日	年 月 日	

※複数の対象施設がある場合、本様式の他に施設名、所在地及び対象設備内容を記入した一覧表を添付すること。

支出内訳書

1 支出内訳書

事業者名			
No.	経費内容	補助対象経費	根拠書類 (領収書No.等)
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	
7		円	
8		円	
9		円	
合計 ^㉑		円	

※補助対象経費は仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額並びに他の補助金等の交付の対象となる経費を除いた金額としてください。

※補助対象経費に係る領収書その他の補助対象経費に係る支払いが確認できる書類の写しを添付してください。

※補助対象経費に係る成果物が確認できるもの（写真等）を添付してください。

2 補助金交付申請額

補助対象経費合計額 ^㉑	補助金交付申請額 (^㉑ と20万円のいずれか少ない金額)
円	円

3 補助金振込口座

金融機関名	支店名
預金種別	口座番号
口座名義 (カタカナで記載)	

※当該口座の預金通帳のページの写しを添付してください。

年 月 日

同意書兼誓約書

郡山市長

申請人 住 所
事業者名称
代 表 者

郡山市ベビーファースト環境整備補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

【同意事項】

税務担当課へ個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税の納付状況（税目・税額・申告の有無等）を照会することについて同意します。

【誓約事項】

- 1 郡山市ベビーファースト環境整備補助金は、他の補助金等の対象経費と重複していないことについて誓約します。
- 2 消費税等の（課税・非課税）事業者であることを誓約します。

※課税・非課税のいずれかを○で囲む。
- 3 本要綱第3条第2項各号に該当しないことを誓約します。
- 4 上記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取り消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。